

平成14年5月31日
長崎県公安委員会規則第14号
最終改正 令和5年2月7日

指定自動車教習所関係業務規則

(目的)

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）に基づき、長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う指定自動車教習所（以下「指定教習所」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(指定前教習所に対する指導)

第2条 公安委員会は、届出自動車教習所の設置者又は管理者（以下「届出自動車教習所の設置者等」という。）から指定前教習所の開始をするための申出があった場合は、施行令第35条に規定する指定基準（以下「指定基準」という。）に適合させるための事前指導を行い、別記様式第1号の指定前教習所届出書を提出させるものとする。

(指定の申請)

第3条 施行規則第35条に規定する指定の申請は、指定を受けようとする届出自動車教習所の所在地を管轄する警察署長（以下「所轄署長」という。）を経由して行うものとする。

(指定申請に対する調査)

第4条 公安委員会は、前条に規定する指定申請が、指定基準に適合するかどうかを調査するものとする。

(管理者の変更)

第5条 指定教習所の設置者は、管理者の変更を行う場合は、別記様式第2号の管理者変更届により公安委員会に届け出るものとする。

(指定事項の変更)

第6条 施行規則第36条の規定による届出は、前条に規定する場合を除き、別記様式第3号の指定事項変更届により行うものとする。

(その他の事項)

第7条 この規則の実施に関し、必要な事項については、長崎県警察本部長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（長崎県公安委員会規則第18号）

この規則は、平成19年6月2日から施行する。

附 則（令和元年長崎県公安委員会規則第2号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、それぞれの規則に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

3 この規則の施行の際、それぞれの規則による改正前の別記様式等の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和2年長崎県公安委員会規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年12月4日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、それぞれの規則に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、それぞれの規則による改正前の別記様式等の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和5年長崎県公安委員会規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年2月7日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、改正前の規定に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の別記様式の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

指定前教習所届出書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

住所
届出者
氏名

下記の自動車教習所において、道路交通法施行規則第34条の3の規定に基づく教習を行うのでお届けします。

教習所の名称 及び所在地		
教習を行おうとする 自動車の種類		
教習開始の期日		
管理者	住所	
	氏名	(年 月 日生)
添付書類		

管理者変更届

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

教習所名

設置者名

管理者を下記の者に変更したいのでお届けします。

本 籍	
住 所	
ふ り が な	
氏 名 ・ 生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）
経 歴 の 概 要	
道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に3年以上あった者 その他自動車教習所の管理について必要な知識及び経験を有する者であることを証明する経歴等	
道路交通法施行令第35条 第1項第2号イ・ロ・ハの 該当の有無	
備 考	

指定事項変更届

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

教習所名

設置者又は管理者

変更（予定）年月日	
変更を生じた事項	
変更を生じた理由	
選任・解任日事項	年 月 日に選任・解任
備考	